

2021年9月2日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン  
ANSELM WONG

株式会社東京機械製作所に対する文書の送付に関するお知らせ（4）

当社は、本日、株式会社東京機械製作所に対して、下記の文書を送付いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

2021年9月2日

株式会社東京機械製作所  
代表取締役社長 都 並 清 史 殿

アジアインベストメントファンド株式会社  
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン  
アジア開発キャピタル株式会社  
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン



### 通知書

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

当社は、貴社に対し、貴社の2021年8月30日付け東証適時開示「連結子会社における固定資産の譲渡及び特別利益の計上に関するお知らせ」（以下「TKS 適時開示（8/30・資産譲渡）」といいます。）及び同日付け東証適時開示「希望退職者の募集に関するお知らせ」（以下「TKS 適時開示（8/30・特別退職金）」といい、TKS 適時開示（8/30・資産譲渡）と併せて「TKS 適時開示（8/30・資産譲渡及び特別退職金）」といいます。）に関し、以下のとおり質問及び通知をいたします。

なお、本書において用いる略語等は、特に断らない限り、当社らが貴社に対して送付した当社回答書(1)、当社回答書(2)及び同月26日付け回答者（以下「当社回答書(3)」といいます。）並びに同月31日付け東証適時開示「株式会社東京機械製作所経営陣との面談結果並びに2021年8月30日付け同社適時開示記載の対抗措置及びその発動手続（一部株主意思確認）に対する当社の見解」（以下「当社適時開示（8/31）」といいます。）における定義と同一の意味を有するものとします。

#### 1. TKS 適時開示（8/30・資産譲渡及び特別退職金）における公表内容について

##### (1) TKS 適時開示（8/30・資産譲渡）

貴社は、TKS 適時開示（8/30・資産譲渡）により、2021年8月30日開催の取締役会において、貴社の連結子会社である東機不動産株式会社が保有する固定資産の譲渡を決議し、以下のとおり固定資産の譲渡（以下「本固定資産譲渡」といいます。）を行う予定であると公表しています。

##### ● 譲渡資産の内容

##### ①

資産の内容及び所在地	譲渡価格	帳簿価格	譲渡益	現況
東京都目黒区上目黒五丁目 1488 番地 29 の 12,13,14,15 (区分所有建物の一部) 土地面積 178.09 m <sup>2</sup> 建物床面積 316.26 m <sup>2</sup>	(※)	(※)	約 77 百万円	店舗、倉庫、 診療所
東京都目黒区上目黒五丁目 1488 番地 30 土地面積 110.22 m <sup>2</sup>	(※)	(※)		駐車場

②

資産の内容及び所在地	譲渡価格	帳簿価格	譲渡益	現況
神奈川県川崎市中原区新丸子東三丁目 1204 番地 (区分所有建物の一部) 土地面積 44.23 m <sup>2</sup> 建物床面積 154.48 m <sup>2</sup>	(※)	(※)	約 89 百万円	店舗

※ 譲渡価格、帳簿価格は、譲渡先の意向により開示を控えるが、市場価格を反映した適正な価格での譲渡となっている。

● 譲渡先の概要

譲渡先につきましては、譲渡先の意向により開示を控える。なお、譲渡先と当社との間には、資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者として特記すべき事項はない。

● 譲渡の日程

2021年8月30日 取締役会決議

[①の譲渡資産]

2021年9月27日 契約締結 (予定)

2021年9月27日 物件引渡し (予定)

[②の譲渡資産]

2021年9月10日 契約締結 (予定)

2021年9月10日 物件引渡し (予定)

● 今後の見通し

当該固定資産の譲渡に伴い、2022年3月期第2四半期の連結決算において、特別利益約166百万円を計上する見通し。なお、2022年3月期第2四半期及び通期の連結業績予想は、現在精査中。

(2) TKS 適時開示 (8/30・特別退職金)

また、貴社は、TKS 適時開示 (8/30・特別退職金) により、2021年8月30日開催の取締役会において、希望退職者の募集を行うことを決議し、以下のとおり、希望退職者の募集 (以

下「本希望退職者募集」といいます。)を行うことを公表しています。

● 概要

対 象 者 2021年10月31日時点で満50歳以上の正社員および嘱託社員  
募集人員 55名程度  
募集期間 2021年9月13日～2021年9月30日  
退 職 日 2021年10月30日  
優遇措置 特別退職金を支給する。また、希望者には、再就職支援会社を通じた再就職支援を行う。

● 今後の見通し

今回の希望退職者募集に伴い発生する特別退職金等の費用は、特別損失として計上する予定。なお、現時点では応募者数及び特別退職金等の金額が未確定のため、業績に与える影響は、確定次第開示する。

## 2. TKS 適時開示（8/30・資産譲渡及び特別退職金）に関する質問事項

貴社は、2021年8月30日開催の取締役会において、本固定資産譲渡及び本希望退職者募集の決定を、本対抗措置の発動の決定と同時に決議しました。このようなタイミングでの同時決定・公表は不自然ですし、また、当社らの再三の求めにもかかわらず、貴社経営陣は具体的事業計画等を開示しないことから、本固定資産譲渡及び本希望退職者募集と具体的な事業計画との整合性も不分明といわざるを得ません。そこで、本固定資産譲渡及び本希望退職者募集は、当社らを標的とした買収防衛策の一環としてなされたものではないかとの疑念を抱かざるを得ません。

仮にそうであるとすれば、本固定資産譲渡は焦土作戦（会社の優良資産や高収益事業等を他に売却することによって、買収者の意欲を削ぐ買収防衛策）、本希望退職者募集はティン・パラシュート（従業員に対して割増退職金や就職の斡旋等を行うことにより、人件費を高コスト化して、買収者の意欲を削ぐ買収防衛策）としてそれぞれ実施されるものであって、貴社の企業価値を不当に毀損することになるため、当社らとしましては、貴社株主として、到底、これを是認することはできません。

そこで、当社らは貴社に対して、このような疑念を払拭するために下記のとおり質問いたしますので、御回答いただきますようお願いいたします。

### 記

- ① なぜ、本対抗措置の発動と本固定資産譲渡及び本希望退職者募集が同時に行われるのか。
- ② 本固定資産譲渡について、
  - (1) いつから、本固定資産譲渡の実施について、検討を開始したのか。取締役会にて最初に報告・検討した日付を明らかにしていただきたい。
  - (2) 本固定資産譲渡によって、どのような企業価値向上が見込まれるのか。具体的な事

業計画と整合するのか。

- (3) 譲渡価格が適正であるかについて、根拠資料（不動産鑑定書等）の開示とともに、説明していただきたい。
- (4) 譲渡資産の現況（使用状況・収益状況）を具体的に明らかにしていただきたい。
- (5) 本固定資産譲渡は、経営指標（KPI）の達成に資するものであるか。
- (6) 本固定資産譲渡は、焦土作戦として行われるものではないか。
- (7) 東機不動産株式会社の事業、その所有・管理する不動産は、他の貴社グループ会社（貴社及び貴社子会社3社）が営む事業とどのような関係があるのか。直接の関係がない場合、東機不動産株式会社には独自の役割及び事業計画があるはずなので、それを明らかにした上で、上記(2)(5)の質問に回答されたい。

③ 本希望退職者募集について、

- (1) いつから、本希望退職者募集の実施について、検討を開始したのか。取締役会にて最初に報告・検討した日付を明らかにしていただきたい。
- (2) 実施期間を2021年9月13日～2021年9月30日、退職日を2021年10月30日と定めた理由は何か。
- (3) 本希望退職者募集によって、どのような企業価値向上が見込まれるのか。具体的な事業計画と整合するのか。
- (4) 特別退職金の支給額は適正であるか。特別退職金の詳細、及び本希望退職者募集の実施により見込まれる費用削減効果とともに明らかにしていただきたい。
- (5) 本希望退職者募集は、経営指標（KPI）の達成に資するものであるか。
- (6) 本希望退職者募集は、ティン・パラシュートとして行われるものではないか。

以上

3. 本株主意思確認総会への監査役選任議案の追加上程の求め及び臨時株主総会招集請求と会社法316条2項に基づく業務検査役選任議案の株主提案の予告

上記2.の各質問事項について、貴社の経営陣から適切な回答がなされない場合には、本固定資産譲渡及び本希望退職者募集は、当社らを標的とした買収防衛策の一環として、貴社の企業価値・株主共同利益を犠牲にすることを厭わずに、貴社取締役会において決定・公表されたものであるという疑念を強めざるを得ません。そのような場合には、当社らは、貴社の株主として、本固定資産譲渡及び本希望退職者募集の適法性について調査するため、貴社の監査役監査体制を強化する必要があると考えました。そこで、当社らは、本株主意思確認総会において、当社らが推薦する者（当社ら及び貴社経営陣から独立性・中立性がある第三者であり、かつ、専門性を有する者。具体的な候補者は、追って連絡いたします。）を候補者とする監査役選任議案を会社提案議案として上程するように、まずは求めます。

そして、貴社が当該求めに応じない場合には、当社らは、会社法297条に基づいて臨時株

主総会の招集請求をした上で、本固定資産譲渡及び本希望退職者募集の適法性について調査するため、会社法 316 条 2 項に基づく業務検査役の選任議案を株主提案することを予告いたします。

敬具